

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の  
放棄に関する条例の一部改正について

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する  
条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に  
関する条例の一部を改正する条例

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する  
条例（平成 29 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 20 項」に、「同条第 16 項」を「同  
条第 21 項」に改め、同条第 6 号中「第 127 条第 2 項」を「第 134 条第 2 項」に、  
「第 128 条第 5 項」を「第 135 条第 5 項」に改め、同条第 7 号中「第 133 条第  
1 号」を「第 140 条第 1 号」に改め、同条第 8 号中「第 133 条」を「第 140 条」  
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 26 号）及び産業  
競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 70 号）の施行による  
産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行

う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。